

業 務 委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会
PRブース出展業務
- 2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税額の額 金 円)
- 3 契約保証金
- 4 委託期間 着手 令和元年 月 日
履行期限 令和2年 7月31日

上記委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

第1条 乙は、別記「仕様書」に基づき、頭書の契約金額（以下「契約金額」という。）をもって、頭書の契約履行期限までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了し、仕様書に示した成果品（以下「成果品」という。）を甲に提出しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第2条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は、承継させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第3条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(主任担当者の選任)

第4条 乙は、委託業務の履行のために連絡、確認等を行う主任担当者を、1名あらかじめ定め、書面をもって甲に通知する。また、主任担当者の変更があった場合には、直ちに甲に対して通知する。

2 甲及び乙は、相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼等を行う場合は、原則としてこの主任担当者を通じて行うものとする。

(役割分担)

第5条 委託業務の履行のため甲及び乙のそれぞれ行うべき作業及び双方が共同で行うべき作業の範囲は、仕様書のほか、甲乙協議の上定める。

(契約書作成の費用)

第6条 この契約書及びこの契約を履行するために必要な書類等の作成に要する費用は、乙の負担とする。

(業務の着手)

第7条 乙は、委託業務に着手したときは、すみやかに甲に対して委託業務着手届(第1号様式)を提出しなければならない。

(事故等の報告)

第8条 乙は、委託期間中に事故が生じたときは、直ちにその旨を甲に報告するとともに速やかに応急処置を加えたのち、延滞なく書面を持って甲に詳細な報告をしなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(損害の負担)

第10条 委託業務の実施に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害も含む。)のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(業務の完了及び検査)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく当該委託業務の成果を記載した実績報告書(第3号様式)に成果品を添えて、委託業務完了報告書(第2号様式)とあわせて甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受理したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、実績報告について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第12条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、委託料の一部(又は全部)を概算払いすることができる。なお、第2項の規定は本項において準用する。

4 乙は、前項の規定により概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書を甲に提出するものとする。ただし、概算払の額は契約額の8割(千円未満切り捨て)を限度とする。

5 乙は、前項の規定により概算払を受けたときは、委託業務完了後、甲の指示するところにより、委託金額の範囲で精算するものとする。

6 乙は、前項の規定による概算払の精算について、委託業務完了後、実績報告書

に委託業務に係る収支報告書等の必要書類を添えて甲に提出するものとする。

- 7 甲は、実績報告書に基づき、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。
- 8 甲は、その責めに帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合は、乙に対し前項の期間満了の翌日から支払の日まで、年2.7%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を遅延利息として支払うものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限内に委託業務を完了する見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、履行期限後相当の期日内に委託業務が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として履行期限を延長することができる。
- 3 甲は、前項の規定により履行期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該履行期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙はこれに応ずるものとする。
- 4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ履行未済相当額に年2.7%の割合で計算した額(100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)とする。

- 5 前項の場合において、検査確認に要した日数は遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償遅延等)

第14条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、履行期限内に委託業務を完了することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、履行期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第16条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の全部又は一部を返還させることができる。

- 一 履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 第2条の規定に違反したとき。
- 三 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過

しない者であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

四 前各号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合はこの限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がこの債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第13条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除

したときは、乙は第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を
発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期
間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.7%の割合で計算した
額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（談合による損害賠償）

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問
わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを
納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行
為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。
以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭
和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合そ
の他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規
定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1
項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明
治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。
なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合
において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙は
これに応じなければならない。

（契約保証金）

第18条 乙は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければな
らない。

- 2 乙は、現金（現金に代えて納付する小切手は、福島県指定金融機関又は福島県
指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により前
項の契約保証金を納めるものとする。
- 3 乙は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）（以下「財務規則」と
いう。）第228条第2項に規定する担保の提供をもって第1項の契約保証金の納
付に代えることができる。
- 4 甲は、乙が財務規則第229条第1項各号の規定に該当すると認めたときは、乙
が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

（遅延利息等の相殺）

第19条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収
すべき金額があるときは、甲はこれを契約金額と相殺し、なお不足を生ずるとき
は更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金に
かかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは
資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべ

き報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽応答、報告等をしたときは、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。

(個人情報保護等)

第20条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

2 乙は、委託業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約終了後もまた同様とする。

(関係書類の整備)

第21条 乙は、委託業務に係る収支状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを令和7年3月31日まで保存しなければならない。

(契約外事項)

第22条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の履行について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議して別に定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第23条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に關しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
代表者 福島県知事 内堀 雅雄

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、特定個人情報（福島県個人情報保護条例第2条第6号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととするとともに、当該従業者に個人番号（死者に係るものを含む。以下同じ。）を含む特定個人情報の保護に関する研修等をするなど、適切な教育を施すものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第19条各号（第7号を除く。）に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に関して知り得た個人番号を含む特定個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年12月18日付けで特定個人情報保護委員会が定めたもの）（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報(特定個人情報を除く。次項において同じ。)を取り扱う部分(以下「個人情報取扱事務」という。)について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行うとともに、漏えいすることがないように厳重に保管しなければならない。

4 乙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しする場合又は災害発生時その他の緊急かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報記録された資料等(原本であるか第6により作成した複写又は複製であるかを問わない。)の一切をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は乙が廃棄するものとする。乙が当該資料等(紙に印刷されたもの及び電子媒体等に記録したもの。)を廃棄する場合、乙は当該特定個人情報をいかなる手段でも復元又は判読が不可能な方法により廃棄するとともに、当該廃棄に係る記録を保存することとし、当該廃棄処理を行ったことの証明書等を甲に提出して甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 この契約に係る特定個人情報の取り扱いについて、番号法に違反した事案又は番号法違反のおそれがある事案が発覚した場合、乙は、前項の規定による甲への報告のほか、事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号)の規定による措置を講ずるよう努めるとともに、甲及び特定個人情報保護委員会の指示に従うものとする。

3 前項の場合において、甲は独立行政法人等及び地方公共団体等における個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号)、管理運営基準その他の関係規程に基づく措置を講ずるものとする。

(調査等)

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

2 甲は、乙が業務に関し取り扱う特定個人情報の管理状況等について、業務の契約に係る第7の第3項の規定により指定した場所等に立入って調査するなどの調査ができるほか、乙に対して当該契約の遵守状況に関して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。